測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人水資源機構木津川ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十年一月四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量（一千分の一基盤地図データ作成）

二　測量の地域　宇陀市室生区大野地内

三　測量の期間　平成十九年十一月三十日から平成二十年三月二十一日まで